

申請手引

1. 御坊市農水産業継続支援3rd事業について

御坊市内において、燃油や物価高騰の影響を受けている**農業者・漁業者**の方に、これからの事業の取組に活用することができる「**クーポン券**」を交付し、事業の継続を支援します。

2. 「クーポン券」について

交付される「クーポン券」は、3万円分（1,000円×10枚綴り×3冊）／1事業者です。

クーポン券の有効期間は、令和7年7月1日から令和7年12月31日までです。

また、「クーポン券」に関する注意事項は以下のとおりです。

注1) 登録された取扱店で使用してください。（登録されていない店舗では使用できません。）

注2) 事業に必要な燃油や資材等の購入など、事業に関連するものに使用してください。

注3) クーポン券の目的外の使用や譲渡、交換、売買等が判明した場合は、使用を停止することがあります。

3. 交付対象者の要件について

以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たす事業者が対象となります。

(1) **農業・漁業**により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

(2) **個人事業者の場合は**、御坊市に住民登録（令和7年4月1日時点）しており、かつ、御坊市内において事業を行っている事業者。**法人の場合は**、御坊市内に本店を有し、かつ、代表者が御坊市に住民登録（令和7年4月1日時点）している事業者

(3) 令和6年分の農業、漁業に関する所得の**確定申告をしている**、又は令和6年分（令和7年度）

市民税・県民税申告において農業、漁業に関する所得を申告している事業者

※市民税・県民税申告の控えをお持ちでない方は、御坊市役所税務課(2階)で写しの交付が受けられます。

※**特例措置**として、令和7年において新規開業や事業承継をされた方は、上記の(1)及び(2)、以下の(4)の全ての要件を満たす事業者が対象となります。

(4)基準日（令和7年4月1日時点）で、**個人事業の開業・廃業等届出書、法人設立届出書、**

これらに類する公的機関の証明書がある者

※特例措置対象者の方は、申請前に事前にお問い合わせください。

注)「農業・漁業」「個人・法人」での重複申請はできません。（**1事業者につき1申請**）

4. 申請期間について

申請期間は**令和7年5月19日（月）から令和7年6月30日（月）まで**となります。※6/30必着です。

5. 申請の方法について

原則、**郵送**での申請をお願いします。

※郵送先は、最終ページの「申請書送付先宛名」をご確認ください。

なお、申請書の郵送に係る**費用（切手代）は自己負担**となりますのでご了承ください。

6. 申請書の記入方法について

御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd交付申請書（様式第2号）に記載してください。

○申請書記載方法等

・申請日

申請書類を**郵送する日**を記載してください。

・事業区分

個人・法人の**どちらかに○**をしてください。**両方に○はしない**でください。

・業 種

農業・漁業の**どちらかに○**をしてください。兼業の方は、**収入の多い方に○**をしてください。

・申請者氏名

事業者（申告を行っている方）の氏名を記載してください。

法人の場合は、会社名及び代表者名を記載してください。

・クーポン券送付先住所

クーポン券の送付先は、**原則、上記の申請者住所**としてください（**同上にチェック☑**）。**やむを得ない理由がある場合に限り**、その他にチェック☑を入れ（ ）内に送付先住所とその理由も記載してください。

クーポン券送付先住所は、必ず**申請者名又は代理人名で郵送が可能**な住所としてください。

・証明書類

申請要件確認のため、**3項目のうち、必ずどれかにチェック☑**を入れてください。証明書類については、添付が必要となります。

・本人確認書類

申請者本人確認のため、**必ずどれかにチェック☑**を入れてください。該当する項目が無い場合は、その他にチェック☑を入れ（ ）内にその名称を記載してください。（公的機関が発行するもので、本人確認ができるものとします。）本人確認書類については、添付が必要となります。

・代理申請

申請者による**申請が困難な場合のみ**代理申請を可能とします。（代理申請をしない場合は、記入不要です。）

代理可能な方は、同一世帯人（妻・子等）・親族等となります。

代理申請の場合は、申請者本人確認と同様に**代理人の本人確認書類もあわせて提出**してください。

・誓約・同意事項

必ず、**全ての項目**について確認したうえでチェック☑を入れてください。

7. 申請書の郵送前の確認について

①から⑤を**全て確認**し、確認できた項目に☑を入れてください。

全てにチェック☑が入らない場合は、申請されても審査により不受理となる場合があります。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ① 交付対象者の要件に該当しているか。 | ☐ チェック |
| ② 提出する申請書の記載漏れや、該当項目にチェック漏れはないか。 | ☐ チェック |
| ③ 申請内容に不備や虚偽がないか。 | ☐ チェック |
| ④ 証明書類（確定申告書等）、本人確認書類（運転免許証等）の写しを添付しているか。 | ☐ チェック |
| ⑤ 郵送する封筒に切手が貼られているか。 | ☐ チェック |

◆申請書の作成お疲れ様でした◆

8. 申請等に関する問い合わせ先について

【問い合わせ先】

〒644-8686 御坊市藺350番地2 御坊市役所
農水産業継続支援クーポン券3rd事務局
(御坊市役所3階)
TEL : 0738 (23) 5510 FAX : 0738 (22) 4120
※土日祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

9. 申請書送付先宛名について

申請書の送付の際は、以下の**切り取り線部分を切り離して**ご利用ください。

封筒からはがれない様にしっかり貼り付けてください。

(切り取り線)

(宛 先)

〒644-8686

和歌山県御坊市藺350番地2

御坊市役所 農水産業継続支援クーポン券3rd事務局

「御坊市農水産業継続支援クーポン券3rd交付申請書等」在中

〒 —

住所：

氏名：